

堺市公報 第413号	令和8年5月15日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市介護保険施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○子ども・子育て支援法第41条第1号及び第53条第1号並びに第54条の3において 準用する第53条第1号の規定による告示について 【こども青少年局子育て支援部幼保政策課】	4
○子ども・子育て支援法第41条第2号及び第53条第2号の規定による告示について 【こども青少年局子育て支援部幼保政策課】	8
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【こども青少年局子育て支援部幼保政策課】	9
○子ども・子育て支援法第58条の11第2号の規定による告示について 【こども青少年局子育て支援部幼保政策課】	10
○地方自治法に基づく収納事務の委託について 【建築都市局住宅部住宅管理課】	11
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】	12
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更について 【産業振興局農政部農水産課】	13
○南部大阪都市計画特別緑地保全地区の案の縦覧について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	

【会計室会計課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【会計室会計課】	16
<上下水道局告示>	
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について	
【上下水道局サービス管理部事業サービス課】	17
<人事委員会規則>	
○不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	18

## 規 則

堺市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第48号

### 堺市介護保険施行規則の一部を改正する規則

堺市介護保険施行規則（平成12年規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第54号中

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者			
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円以下です。(受給している年金に○をしてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。			
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円を超え、120万円以下です。(受給している年金に○をしてください。)			
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。(受給している年金に○をしてください。)			
	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③～⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。			
預貯金金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。)	( ) ※ 円 ※内容を記入してください。

を

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者				
非課税年金の有無	<input type="checkbox"/>	非課税年金【遺族年金※・障害年金】を受給(受給している年金に○をしてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
預貯金等に関する申告	預貯金金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。)	( ) ※ 円 ※内容を記入してください。

に

改める。  
様式第93号中

入所年月日	年 月 日	
特定負担限度申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額809,000円以下のもの等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの 3 その他( )	

を

入所年月日	年 月 日
-------	-------

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市介護保険施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市介護保険施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

告 示

堺市告示第187号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項、第29条第1項及び第54条の2第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者について、同法第41条第1号及び第53条第1号並びに第54条の3において準用する第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 幼保連携型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
幼保連携型認定こども園 堺北幼稚園	堺市堺区香ヶ丘町4丁2番5号	学校法人 扶桑学園	令和8年4月1日
龍谷こども園	堺市堺区神明町東3丁1番10号	社会福祉法人 龍谷保育会	令和8年4月1日

2 幼稚園型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
----	-----	-----	-------

認定こども園 利晶学園幼稚園	堺市東区日置荘西町2丁4 2番1号	学校法人 利晶学園	令和8年4月 1日
幼稚園型認定こ ども園 鳳幼稚 園	堺市西区鳳中町5丁156番 地3	学校法人 鴨谷学園	令和8年4月 1日
幼稚園型認定こ ども園 美木多 幼稚園	堺市南区鴨谷台3丁5番 1号	学校法人 鴨谷学園	令和8年4月 1日
認定こども園 原山台幼稚園	堺市南区原山台4丁4番 1号	学校法人 ふじ学園	令和8年4月 1日
幼稚園型認定こ ども園 中央幼 稚園	堺市北区新金岡町3丁4 番	学校法人 後藤学園	令和8年4月 1日
認定こども園 金岡二葉幼稚園	堺市北区新金岡町1丁3 番11号	学校法人 二葉学園	令和8年4月 1日
幼稚園型認定こ ども園 香梅幼 稚園	堺市南区庭代台2丁6番	学校法人 香梅学園	令和8年4月 1日

3 保育所型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
認定こども園 ふくろうの森学 園	堺市北区長曾根町3011番 1	株式会社 森新	令和8年4月 1日

4 小規模保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
ハルノヒ保育園	堺市中区東山1042番地1	株式会社SPRINGD AYS	令和8年4月 1日

5 乳児等通園支援事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
堺市立錦西こど も園	堺市堺区七道西町12-29	堺市	令和8年4月 1日

堺市立東陶器こども園	堺市中区陶器北2707	堺市	令和8年4月1日
堺市立日置荘こども園	堺市東区日置荘原寺町127	堺市	令和8年4月1日
堺市立東浅香山こども園	堺市北区大豆塚町1丁25-4	堺市	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 あかつき保育園	堺市北区南花田町1687-2	社会福祉法人 堺暁福祉会	令和8年4月1日
鳳西こども園	堺市西区鳳西町1-75-4	社会福祉法人 鳳会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 かなおか保育園	堺市北区金岡町2093	社会福祉法人 堺暁福祉会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 五ヶ荘保育園	堺市北区船堂町1丁14-33	社会福祉法人 泉州三和会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 せんこう幼稚園	堺市中区東山738	学校法人 泉光学園	令和8年4月1日
泉北園	堺市南区茶山台3丁23-1	社会福祉法人 よしみ会	令和8年4月1日
まつのみこども園	堺市中区平井482	社会福祉法人 南湖会	令和8年4月1日
三原台こども園	堺市南区三原台3-1-15	社会福祉法人 白水福祉会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 わんぱく保育園	堺市北区金岡町954-2	社会福祉法人 金岡会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 菩提幼稚園	堺市東区菩提町1-26	学校法人 松本学園	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 鈴の宮幼稚園	堺市中区八田西町2丁14番56	学校法人 梅川学園	令和8年4月1日

ペガサス福泉中央こども園	堺市南区稲葉1丁3131-2	社会福祉法人 風の馬	令和8年4月1日
認定こども園 みいけだい幼稚園	堺市南区御池台3-4-1	学校法人 宝泉学園	令和8年4月1日
認定こども園 槇塚幼稚園	堺市南区槇塚台1-9	学校法人 吉川学園	令和8年4月1日
認定こども園 宮山台幼稚園	堺市南区宮山台4丁4番1号	学校法人 奥野学園	令和8年4月1日
みんなの保育園	堺市西区鳳北町10-100-1	社会福祉法人 ちぐさの森	令和8年4月1日
鳳メノール	堺市西区鳳中町8丁286-4	学校法人 鴨谷学園	令和8年4月1日
認定こども園 美木多幼稚園	堺市南区鴨谷台3丁5-1	学校法人 鴨谷学園	令和8年4月1日
ハーモニー保育園	堺市東区南野田33	社会福祉法人 野田福祉会	令和8年4月1日
幼稚園型認定こども園 中央幼稚園	堺市北区新金岡町3丁4	学校法人 後藤学園	令和8年4月1日
ぶどうの家保育園	堺市堺区南庄町2丁3-2	阪本織布株式会社	令和8年4月1日
青英こども園	堺市中区深井沢町2470-5	学校法人 青英学園	令和8年4月1日
こども園うえの	堺市中区上之410-1	社会福祉法人 日下会	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 菩提こども園しらさぎ	堺市東区白鷺町3丁18-8	学校法人 松本学園	令和8年4月1日
幼保連携型認定こども園 ペガサス保育園	堺市西区鳳北町10-31-1	社会福祉法人 風の馬	令和8年4月1日

幼保連携型認定 こども園 ペガ サス第二保育園	堺市西区浜寺元町2丁187	社会福祉法人 風の馬	令和8年4月 1日
こども園くさべ	堺市西区草部1420	社会福祉法人 日下会	令和8年4月 1日
たあとろほいく えん鳳園	堺市西区鳳東町4丁366 カサアスール1階	株式会社 たあとろ	令和8年4月 1日
ペガサス保育園 つばさ	堺市西区鳳北町10丁31番 2	社会福祉法人 風の馬	令和8年4月 1日
うり坊保育園	堺市西区堀上緑町1丁6 番2号	阪本織布株式会社	令和8年4月 1日
茶山台幼稚園	堺市南区茶山台2-6- 1	学校法人 竹田学園	令和8年4月 1日
幼保連携型認定 こども園 東三 国丘保育園	堺市北区東三国ヶ丘町3 丁4-1	社会福祉法人 堺暁福祉 会	令和8年4月 1日
新金岡西こども 園	堺市北区新金岡町2丁5 -19	社会福祉法人 関西福祉 会	令和8年4月 1日

堺市告示第188号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条及び第48条の規定に基づき同法第27条第1項及び第29条第1項の確認の辞退のあった特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条第2号及び第53条第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

堺市長 永藤英機

1 幼稚園型認定こども園

名称	所在地	設置者	辞退年月日
----	-----	-----	-------

幼稚園型認定こども園 堺北幼稚園	堺市堺区香ヶ丘町4丁2番5号	学校法人 扶桑学園	令和8年3月31日
------------------	----------------	-----------	-----------

2 保育所

名称	所在地	設置者	辞退年月日
龍谷保育園	堺市堺区神明町東3丁1番10号	社会福祉法人 龍谷保育会	令和8年3月31日

3 小規模保育事業

名称	所在地	設置者	辞退年月日
美木多チコス	堺市南区鴨谷台3丁5-1	学校法人 鴨谷学園	令和8年3月31日

4 家庭的保育事業

名称	所在地	設置者	辞退年月日
ママ	堺市堺区二条通2-2	松平 春美	令和8年3月31日
COCO	堺市中区深阪4丁18-16	前口 洋子	令和8年3月31日

堺市告示第189号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
龍谷こども園	堺市堺区神明町東3丁1番10号	社会福祉法人 龍谷保育会	満たす	令和8年4月1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の20第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援施設を予定している場合に、「満たす」となる。
----------------------------------------------------------------------------------

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
幼保連携型認定こども園 堺北幼稚園	堺市堺区香ヶ丘町4丁2番5号	学校法人 扶桑学園	令和8年4月1日

堺市告示第190号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき同法第30条の11第1項の確認の辞退のあった特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 私学助成幼稚園

名称	所在地	設置者	辞退年月日
利晶学園幼稚園	堺市東区日置荘西町2丁4番1号	学校法人 利晶学園	令和8年3月31日
鳳幼稚園	堺市西区鳳中町5丁156番地3	学校法人 鴨谷学園	令和8年3月31日
美木多幼稚園	堺市南区鴨谷台3丁5番1号	学校法人 鴨谷学園	令和8年3月31日

原山台幼稚園	堺市南区原山台4丁4番1号	学校法人 ふじ学園	令和8年3月31日
中央幼稚園	堺市北区新金岡町3丁4番	学校法人 後藤学園	令和8年3月31日
金岡二葉幼稚園	堺市北区新金岡町1丁3番11号	学校法人 二葉学園	令和8年3月31日
香梅幼稚園	堺市南区庭代台2丁6番	学校法人 香梅学園	令和8年3月31日

堺市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
 弁護士法人ブレインハート法律事務所  
 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル4階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入の種類  
 堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の規定に基づく住宅の使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
 令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
 令和8年4月1日
- 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

堺市公告第300号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福祉総合情報システム保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）  
統括部長 北條 憲司  
大阪府大阪市北区大深町5番54号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥64,490,800—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第301号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するために令和8年堺市公告第240号において公告した地域計画の変更の案について、意見書の提出がなかったため、地域計画を変更し、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更した地域計画の名称

中区（陶器北圃場整備地区を除く）

東区

西区（太平寺農空間保全地域を除く）

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

北区

美原区（菅生地区及び菅生新田地区を除く）

陶器北地区圃場整備

太平寺農空間保全地域

長峰地区圃場整備

鉢ヶ峯地区圃場整備

菅生地区

菅生新田地区

2 変更した地域計画

別紙のとおり

(「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」(<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>)に掲載する。)

### 3 地域計画の変更の日

令和8年5月15日

~~~~~

### 堺市公告第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画特別緑地保全地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 都市計画の種類

特別緑地保全地区

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

### 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

#### (2) 縦覧期間

令和8年5月15日から同月29日まで

### 4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区陶器北1315番2、1324番1、1324番4、1326番4から1326番6まで及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区帝塚山西1丁目2番17号  
高畑 哲也

~~~~~

堺市公告第304号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム運用管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
会計室会計課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）  
統括部長 北條 憲司  
大阪市北区大深町5-54
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥73,320,665-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第305号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム改修業務（e L T A X対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
会計室会計課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）  
統括部長 北條 憲司  
大阪市北区大深町5-54
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥68,255,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月15日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

水道料金・下水道使用料のスマートフォンアプリ等を利用した決済における指定納付受託者（指定日 令和8年4月1日）

| 指定納付受託者の名称 | 事務所の所在地          |
|------------|------------------|
| 株式会社電算システム | 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 |

## 人事委員会規則

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月15日

堺市人事委員会

委員長 島 田 睦 史

堺市人事委員会規則第5号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその者に交付する旨を堺市役所前の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の公示の方法による送付は、送付すべき文書を特定するために必要な情報、当該送付を受けるべき者の氏名及び人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信でき

る機能を備えたものに限る。以下同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該文書がその者に到達したものとみなす。

- (1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市職員の分限に関する条例施行規則(平成18年人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該辞令書に記載された内容を公示することをもって前項の規定による交付に替える」を「公示の方法によって行う」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の公示の方法による交付は、当該辞令書に記載された内容(以下「公示事項」という。)を任命権者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を任命権者の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。ただし、天災地変その他特別の事由により任命権者が必要と認めるときは、前項の公示の方法による交付を、公示事項が記載された書面を任命権者の事務所の掲示場に掲示する措置をとることのみによって行うことができる。

- (1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

4 前項の規定により公示に係る措置を行ったときは、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、辞令書の交付があったものとみなす。

第3条第2項中「前条第3項ただし書」を「前条第5項ただし書」に改める。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則(平成18年人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該辞令書に記載された内容を公示することをもって前項の規定による交付に替える」を「公示の方法によって行う」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の公示の方法による交付は、当該辞令書に記載された内容(以下「公示事項」という。)を任命権者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を任命権者の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。ただし、天災地変その他特別の事由により任命権者が必要と認めるときは、前項の公示の方法による交付を、公示事項が記載された書面を任命権者の事務所の掲示場に掲示する措置をとることのみによって行うことができる。

(1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

4 前項の規定により公示に係る措置を行ったときは、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、辞令書の交付があったものとみなす。

(堺市職員の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正)

第4条 堺市職員の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を堺市役所前の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、その者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

- (1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第6条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第16条第3項中「第4条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「同項」を「第4条第3項」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」」を「同条第4項中「とき」」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（）」を「とき（）」に、「「掲示を始めた日の」」を「当該措置を開始した日の」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にする文書の送付、辞令書の交付又は書面による通知について適用し、同日前にした文書の送付、辞令書の交付又は書面による通知については、なお従前の例による。